

水道・排水設備指定工事店の新規追加

給水工事は、田原市指定給水装置工事店へ、公共下水道等に接続する場合は、田原市排水設備指定工事店へ必ずお申し込みください。



◆新規追加

・光設備工業株式会社

☎(0532)55局8201

▼水道課

☎23局3532 FAX22局3184

▼下水道課

☎23局3525 FAX22局3184

医療受給者証の更新を忘れずに

有効期限が7月31日までの「母子家庭等医療費受給者証」「後期高齢者福祉医療費受給者証」「障害者医療費受給者証」をお持ちの方に、受給者証更新手続きの案内を順次、郵送します。

通知に記入してある申請受付期間内に、市役所保険年金課または赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課で手続きをしてください。

▼保険年金課

☎23局3514 FAX23局0180

税

TAX

「特定世帯」「特定継続世帯」に関する国民健康保険税の軽減措置が延長

世帯主もしくは世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険加入者が1人となった場合、国民健康保険税の「医療分及び後期高齢者支援金分の平等割額」が軽減される対象期間が最大5年間とされていましたが、4月1日から、3年間延長され、最大8年間となりました。

▼内容Ⅱ【後期高齢者医療制度移行後最初の5年間】2分の1を軽減（移行後6～8年目）4分の1を軽減

▼保険年金課
☎23局2149 FAX23局0180

国民健康保険の税率が改正されました

国民健康保険は、加入者の皆さんに納めていただく保険税と国や県などが支出する公費などで運営されており、中でも保険税は貴重な財源です。しかし、近年の少子高齢化および急増する医療費負担により、田原市国民健康保険においても税にかかる

負担が増大しており、国保財政の維持のため、4月1日から税率を一部見直すこととなりました。被保険者の皆さんのご理解をお願いします。改正された国民健康保険税の税率は次のとおりです。

◆所得割額

(前年の所得に応じ、賦課される額)

【医療分】 4.5% ↓ 4.9%

【支援金分】 1.1% ↓ 1.6%

【介護分】 0.6% ↓ 1.3%

◆均等割額(加入者1人当たりの額)

【介護分】 6600円 ↓ 7800円

▼保険年金課

☎23局2149 FAX23局0180

公的年金から住民税を特別徴収(天引き)します

平成21年度から、公的年金からの市民税、県民税の特別徴収(年金特徴)が始まりました。年金からの特別徴収が開始されても年間税額の納付方法が一部変更になるだけで、年間税負担額が増えるわけではありません。

◆対象の方

平成24年中に公的年金などの支払いを受け、平成25年4月1日において遺族年金、障害年金などの非課税の年金を除く公的年金の支払いを受

けている65歳以上の方

◆年金から徴収される金額

公的年金等に係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。年金特徴対象の方には、市から通知書を送付します(6月中旬発送予定)。特別徴収予定の金額を納税通知書で確認してください。

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

特別徴収の納付方法例

①初めて65歳以上に該当する方(昭和22年4月3日～昭和23年4月2日生まれ)

徴収方法	普通徴収 (自分で納付・口座振替)		特別徴収 (年金から徴収)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
税額	年税額の4分の1		年税額の6分の1		

②特別徴収2年目以降の方

徴収方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度2月と同額			年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		